

★与党(自民党・日本維新の会)が令和8年度税制改正大綱を発表

令和7年12月19日(金)に令和7年度税制改正大綱が与党自民党・日本維新の会から発表されました。今回は個人向け改正点の速報をご案内します。個人関連では、いわゆる「103万円の壁」について、国民民主党の主張する178万円を探り入れたほか、相続等開始直前に取得した貸付用不動産の評価方法の見直しが行われることになりました。なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。皆様には今年一年間本当に大変お世話になりました。皆様どうぞ良いお年をお迎えください。(長掛栄一)

◎令和8年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等										
相続税 ・贈与税	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	令和8年3月31日まで教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了。同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用することとする。											
	承継計画提出期限の延長	個人事業承継計画：提出期限を2年6月延長 非上場株等の特例承継計画：提出期限を1年6月延長	事業承継税制関連のもの										
	相続税等の財産評価の適正化	① 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。 ② 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。	令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。ただし、①の改正については、一部対象となる新築家屋あり。										
所得税 ・住民税	所得税の基礎控除	基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,350万円以下</td> <td>62万円</td> </tr> <tr> <td>2,350万円超2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除の額	2,350万円以下	62万円	2,350万円超2,400万円以下	48万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円	令和8年分以後の所得税について適用 ※住民税の基礎控除の変更はない模様
合計所得金額	基礎控除の額												
2,350万円以下	62万円												
2,350万円超2,400万円以下	48万円												
2,400万円超2,450万円以下	32万円												
2,450万円超2,500万円以下	16万円												
給与所得控除	① 65万円の最低保障額を69万円に引き上げる ② 令和8年及び令和9年における給与所得控除の最低保証額を5万円引き上げる特例を創設する。(住民税も同様の措置)	令和8年分以後の所得税について適用											
合計所得要件等の引き上げ	① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件を62万円以下に引き上げる。 ② ひとり親の生計一にする子の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下に引き上げる。 ③ 勤労学生の合計所得金額要件を89万円以下に引き上げる。	令和9年度分以降の住民税で適用											
基礎控除の特例	居住者のその年分の合計所得金額が一定額以下である場合の基礎控除の控除額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>489万円以下</td> <td>104万円</td> </tr> <tr> <td>489万円超655万円以下</td> <td>67万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 令和10年分以後の各年分 合計所得金額132万円以下 基礎控除の額99万円	合計所得金額	基礎控除の額	489万円以下	104万円	489万円超655万円以下	67万円						
合計所得金額	基礎控除の額												
489万円以下	104万円												
489万円超655万円以下	67万円												

税目	項目	内容	時期等														
所得税 ・住民税	ひとり親控除	控除額を38万円（現行：35万円）に引き上げる。 ※住民税も同様の改正あり	令和9年分以後の所得税について適用														
	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。 ★認定住宅等の新築等、既存住宅の取得の場合	適用期限を令和12年12月31日まで5年延長														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td rowspan="2">令和8年～ 令和12年</td> <td>4,500万円 中古：3500万円</td> <td rowspan="5">0.7%</td> <td rowspan="3">13年</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準 省エネ住宅</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準 適合住宅</td> <td>令和8年 ・令和9年 中古：令和8年～令和12年</td> <td>2,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間	認定住宅	令和8年～ 令和12年	4,500万円 中古：3500万円	0.7%	13年	ZEH水準 省エネ住宅	3,500万円	省エネ基準 適合住宅	令和8年 ・令和9年 中古：令和8年～令和12年	2,000万円
住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間													
認定住宅	令和8年～ 令和12年	4,500万円 中古：3500万円	0.7%	13年													
ZEH水準 省エネ住宅		3,500万円															
省エネ基準 適合住宅	令和8年 ・令和9年 中古：令和8年～令和12年	2,000万円															
★上記以外の場合																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年～令和12年</td> <td>2,000万円</td> <td>0.7%</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	借入限度額		控除率	控除期間	令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年								
居住年	借入限度額	控除率	控除期間														
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年														
NISA制度	① 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃 ② 非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設けられることとする（年間60万円、総額600万円上限、18歳未満の間の払い出しには制限あり）	②については令和9年以後開設可能															
暗号資産への課税	<ul style="list-style-type: none"> 居住者等が暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して特定暗号資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税する。 特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額について、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。 	金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用															
青色申告特別控除	<ul style="list-style-type: none"> 65万円の青色申告特別控除について、帳簿を一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を満たし、e-taxで提出する場合、控除額75万円に引き上げる。 10万円の青色申告特別控除の対象者から不動産所得、事業所得の前々年の収入金額が1000万円を超えるものを対象者から除外する。 	令和9年分以後の所得税について適用															
適用期限の延長等	<p>適用期限3年延長（見直し事項あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除 <p>適用期限2年延長（見直し事項あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の居住用財産の買換えおよび交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 																
法人税	中小企業者等の特例	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満に引き上げる															
消費税	適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し	<p>① 個人事業者の2割特例の期間延長、見直し 令和9年、10年に含まれる課税期間：納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができる。</p> <p>② 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにかかる税額控除に関する経過措置の延長、見直し 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70% 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50% 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%</p>															